

# 東京工芸大学女子短期大学部紀要投稿規定

## (投稿資格)

第1条 原稿を提出できる者は、本学専任の教職員、非常勤講師及び編集委員会が特に認めたものとする。  
(編集委員会)

第2条 編集委員は学長がこれを委嘱する。

編集委員は、編集委員会を構成して、本学女子短期大学部の紀要を発行する。但し、任期は2カ年とし、編集委員長は編集委員の中から互選する。

## (論文の種別)

第3条 原則として、論文を主とする。適宜、報告・秘書学等の研究情報・彙報・書評等を加える。

## (論文の提出)

第4条 原稿は、編集委員会の賛意を得て提出できる。但し、編集委員会は提出原稿の修正または変更を求めることができる。

## (論文内容の責任)

第5条 本紀要掲載の論文等の内容については、執筆者が一切の責任を負うものとする。

## (原稿の枚数)

第6条 和文の場合は400字詰原稿用紙40枚を標準とする。

欧文の場合はタイプ(ダブルスペース)で30枚(65ストローク×25行)を標準とする。

(論文の標題)

第7条 原稿には和英両文の標題と執筆者名を付するものとする。

(論文の提出)

第8条 論文の標題の提出期限はその年度の6月末日とし、原稿の提出期限は9月末日とする。内一部はコピーし、執筆者が保管する。

(原稿の返却と校正)

第9条 論文原稿の返却は初校時とし、校正は再校まで執筆者が行うことを原則とする。

(注記事項・参考文献)

第10条 注記事項等は必要とする箇所の下隅の行間に括弧でくくつたアラビア数字で記し、原稿の末尾に「注」としてまとめて記載する。

(紀要の発行)

第11条 本学女子短期大学部紀要の発行は原則として年1回とする。

(編集委員会事務所)

第12条 本学女子短期大学部紀要編集委員会の事務所は、東京工芸大学女子短期大学部図書館内に置く。

付 則 本規定は昭和58年4月1日より施行する。